

## お知らせ

2020年6月30日  
JARD保証事業センター

### ハイパワー局（200W超）の無線設備も 「スプリアス確認保証」が可能となりました！

本年6月10日付で、総務省公示「アマチュア局の無線設備の保証に関する要領」の一部が改正され、空中線電力が200Wを超える送信機（一般的には200W以下の無線機（エキサイター）とリニアアンプの組合せ）も「スプリアス確認保証」の対象となりました。

これを受け、JARDでは、本年7月1日から200Wを超える送信機のスプリアス確認保証の申込みを受け付けることとしましたので、お知らせいたします。

なお、既に免許を受けている200W超えの送信機は、平成17年12月以降に国の検査を受けて免許等されているものを除き、すべてスプリアス確認の手続きが必要となります。

ハイパワー局のスプリアス確認保証の料金、現段階で「スプリアス確認保証」が可能なりニアアンプなどの概要は、別紙のとおりです。

詳しくは、JARDホームページでご確認ください。

（注意） 基本保証（開局のための開設保証及び増設・取替の変更保証）の対象は、従来どおり200W以下の無線設備で変更はありません。ハイパワー局（200W超）の免許等を受ける場合、これまでどおり総合通信局等へ直接申請してください。

本件についてのご照会等は以下までお願いします。

〔お問い合わせ先〕

JARD保証事業センター（スプリアス確認保証担当）

電話 03-3910-7286

FAX 03-3910-2800

E-mail sp-con@jard.or.jp

## ハイパワー局の「スプリアス確認保証」の概要

## 1 スプリアス確認保証料

保証の対象となる送信機の数（注）	保証料（消費税込み）
1台のみ	7,000円（基本料：1台分の保証料を含む）
2台以上	2台目以降は、基本料7,000円に1台毎に2,000円を加算した額

（注） 工事設計書に記載の装置とし、基本送信機以外のリニアアンプなどの付属・付加装置を含みます。

※ ハイパワー局に空中線電力200W以下の送信機が別装置として含まれ、同装置についてもスプリアス確認保証が必要な場合は、既に提示している200W以下のスプリアス確認保証料が適用されます。なお、200W以下の基本料は不要です。

## 2 スプリアス確認保証が可能な送信機

区分		要件
事例1	エキサイター	① 新技適機器 又は ② JARDの200W以下の保証可能機器 リストに掲載されているもの
	リニアアンプ	別表に掲載されているもの ※ 総務省電波利用ホームページに掲載されているものと同じ。
上記以外	装置全体	JARDが保証し得る実測データの提出があったもの

## 3 手続き

200W以下のスプリアス確認保証の手続きと同じ

## スプリアス確認保証が可能なリニアアンプリスト

製造業者等の名称 (社名変更等の場合あり)	型式等	備考
アイコム株式会社	IC-PW1	
	IC-2KL	
アツデン株式会社	AZR-550FZ	
株式会社ケンウッド	TL-922	
	TL-933	
株式会社サムウェイ	DXV500L	
	DXV500L+4	
	DXV500Z	
	DXV501L	
	DXV600L	
株式会社東京ハイパワー	HL-1K	
	※HL-1KGX	
	※HL-1K/6	
	※HL-1.5KFX	
	HL-2K	
	※HL-3KDX	
日本無線株式会社	JRL-2000F	
	JRL-2000F (H)	
	JRL-3000F	
八重洲無線株式会社	VL-1000	
	FL-2100B	
	FL-7000	
ACOM	ACOM1000	
	ACOM2000A	
ETO	ALPHA77DX	
SPE	Expert 2K-FA	

注 型式に「※」は、保証のためにはフィルター対策等が条件となるもの

ハイパワー局のスプリアス確認保証Q&A

JARD 2020年7月版

区分	Q	A
1 スプリアス確認の手続きを要する対象設備		
1-1	200W超え（以下「ハイパワー」と呼称）の無線設備はすべてスプリアス確認の手続きが必要か。	<p><u>制度的にすべて必要です。</u>                      ハイパワー設備は、技適の対象でなく、新規格への適合が確認されていないためです。                      ただし、平成17年の新基準に移行後に、開局等に当たり国の電波検査を受け合格した設備であって、現在でもそのままの設備で使用している場合は新規格の設備とみなされており不要となります。</p>
1-2	平成17年の制度改正以前に国の検査を受け、そのままの設備である。この場合でも、スプリアス確認は必要となるのか。	<p><u>必要となります。</u>                      国の検査は旧基準で行われており、スプリアスの新規格への確認がなされていないためです。</p>
1-3	平成17年の制度改正後に国の検査を受け、その後リニアアンプを変更したが、検査は受けていない。この場合、スプリアス確認は必要となるのか。	<p><u>必要です。</u>                      唯一不要なものは、新制度後に国の検査を受けた設備をそのまま使用している場合だけとなります。</p>
1-4	平成17年の制度改正後に国の検査を受け、その後エキサイターを変更したが、検査は受けていない。この場合、スプリアス確認は必要となるのか。	<p><u>必要です。</u>                      唯一不要なものは、新制度後に国の検査を受けた設備をそのまま使用している場合だけとなります。</p>
2 スプリアス確認の手続きの単位		
2-1	リニアアンプは1台であり、同一局の複数のエキサイターに接続し使用しているが、その場合でもエキサイターの装置毎にスプリアス確認保証の対象となるのか。	<p><u>工事設計書の装置毎に確認保証の対象となります。</u>                      リニアアンプが1台でも複数のエキサイターに接続する工事設計になっていればエキサイター毎にハイパワーの設備となり、スプリアス確認保証の対象となります。</p>
2-2	他の局との設備共用の装置についても局ごとに手続きは必要か。	<p><u>局毎に必要です。</u>                      スプリアス確認の手続きは、制度的に局毎となっており、保証でも局毎に必要となります。</p>

## ハイパワー局のスプリアス確認保証Q&A

3 スプリアス確認保証の対象・手続き		
3-1	スプリアス確認保証が可能な設備はなにか。	現時点においてJARDで保証可能なものは、以下の組合せの装置となります。 ①リニアアンプについては、 <u>総務省電波利用ホームページに掲載されている設備</u> ②エキサイターについては、 <u>JARDホームページにて保証可能として掲載されている設備及び新スプリアス規格の設備</u>
3-2	リニアアンプの一部にフィルター対策等の条件付きがあるが、この対応はどうすればよいか。	総務省によるサンプル調査においてそのままでは新規格に不適合と判断された設備となります。 <u>JARDにて保証を行うためには、新規格に適合するようフィルターの挿入等が必要条件となります。</u> 当該変更を行った後、その旨明記し、スプリアス確認保証の手続きを行ってください。
3-3	上記に該当しない設備の場合はどのような対応があるか。	<u>JARDで保証するためには、保証し得る実測データの提出が必要です。</u> 実測データはサンプル的な簡易データでの対応を想定しています。 測定は、スペアナ等を使用し、自ら又は業者に依頼し実施してください。 なお、JARDにおいても有料により対応することも可能です。ご相談ください。
3-4	ハイパワー局のスプリアス確認保証の手続きはどうすればよいか。	既設の200W以下の設備のスプリアス確認保証手続きと同様です。 総通局へ提出する確認届及びJARDへの保証願いを、郵送、メール又はネット申請により提出することとなります。 なお、 <u>ハイパワー設備については装置が複雑となるため、開局申請時等に添付された系統図の添付をできる限りお願いします。</u>